

お知らせ
固定資産課税台帳の縦覧について

納税者の方が、自己の土地・家屋の評価額を、町内の他の土地・家屋と比較し、適正であることを確認することができます。

縦覧期間

平成19年度は4月2日(月)から5月1日(火)までです。(ただし、土、日、祝日を除く8時30分～17時30分)

縦覧できる人

納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人
※土地・家屋はもっているが固定資産税が課税されていない方は、縦覧資格がありません。

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課
記載事項
土地：所在、地番、地目、地積、価格
家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑(法人の場合は会社

印又は代表者印)、運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要で
縦覧手数料
縦覧手数料は無料です。

お知らせ
固定資産課税台帳の縦覧について

閲覧は、納税者自身が所有する自己の固定資産について、課税台帳に記載された事項を確認するための制度です。納税通知書発送時に同封する課税明細書により、自分の資産に対する課税内容について確認できますが、固定資産課税台帳の閲覧や、固定資産課税台帳に記載された事項の証明の交付を受けることによっても、確認することが可能となっています。

この閲覧制度については、借地人・借家人等の賃借権等を有する方も対象ですが、借地人等である方についてはその賃借権等を有する土地について、借家人等である方についてはその賃借権等を有する家屋及びその敷地である土地についてのみ、閲覧又は証明の交付を受けることができます。

随時(土、日、祝日を除く8時30分～17時30分)
縦覧できる人
納税義務者、納税管理人及び代理権を有する代理人、借地人・借家人等

縦覧場所

税務課、各総合支所住民課
記載事項
土地：所有者の住所、氏名、所在、地番、地目、地積、価格等
家屋：所有者の住所、氏名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格等

手数料

有料300円(ただし、納税義務者については、縦覧期間中は無料です。)

縦覧に必要なもの

納税通知書又は課税明細書。これらの書類がない場合は、印鑑、運転免許証・保険証など本人を確認できるもの。なお、代理人の場合は、このほかに委任状が必要です。
※なお、借地人・借家人等については、別途賃貸契約書・領

収書等の書類が必要です。

固定資産税(土地・家屋)

について、不明な点やご相談などがあればお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

税務課 固定資産係
☎ 893-1118
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112

お知らせ
県税事務所から自動車税の減免申請受付場所の変更について

従来、中央西県税事務所と中央東県税事務所を受け付けていました身体障害者等に対する自動車税の減免申請は、平成19年度から中央東県税事務所のみで受け付けます。

受付期間

4月2日(月)～5月31日(木)

問い合わせ

高知県中央東県税事務所 自動車税グループ
高知市大津乙1820-1
☎ 866-8510

お知らせ
旅券(パスポート)窓口の開設時間の延長についてのお知らせ

4月2日から次のとおり県庁及び幡多福祉保健所の旅券窓口の開設時間を延長します。

なお、東部(安芸)旅券窓口は、これまでどおりの開設時間です。

		現行	変更後
県庁	受付	8:45～16:30	8:45～17:00
	交付	8:30～17:00	8:30～17:15
幡多	受付	月・水・金 9:00～11:30	月・水・金 9:00～11:30
	交付	13:00～16:00	13:00～16:30
東部	受付	火 10:00～11:30	変更なし
	交付	12:30～15:00	

問い合わせ

高知県国際交流課パスポート班 ☎ 823-9656
幡多福祉保健所旅券窓口
☎ 0880-354054